

日 時	平成24年6月5日（火） 15：00～16：00
会 場	芦屋市福祉センター 3階 会議室 I
出席者	委 員 宮崎 睦雄，森川 太郎，谷口 恵子，宮平 太，中野 久美子 片山 恵美子，堺 執，松矢 欣哲，上田 晴男，寺本 慎児 委員以外 脇朋美，櫻井彩 事務局 芦屋市地域福祉課 長岡 良徳・細井 洋海・竹迫 留利子 吉川 里香 芦屋市障害福祉課 余吾 康幸・伊藤 浩一・西川 隆士
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

## 1 議題

- (1) 委嘱式
- (2) 権利擁護支援センター運営委員会の報告について
- (3) 障がい者虐待対応プロジェクトチームの活動報告
- (4) その他

## 2 資料

- 資料 1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
- 資料 2 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿
- 資料 3 平成 23 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
- 資料 4 平成 24 年度芦屋市権利擁護支援センター事業仕様書
- 資料 5 平成 24 年度芦屋市権利擁護支援センター事業予算書
- 参考資料 「芦屋市権利擁護支援センター」 2012 年度事業計画
- 当日配布資料 1 平成 23 年度芦屋市権利擁護支援センター事業 清算書
- 当日配布資料 3 平成 23 年度芦屋市権利擁護支援センター事業（介護相談員派遣事業） 清算書
- 当日配布資料 4 芦屋市介護相談員派遣事業実施要綱
- 当日配布資料 5 芦屋市障がい者虐待対応マニュアル（案）
- 当日配布資料 5-1 障害者虐待防止法施行に向けたスケジュール

## 3 審議内容

- (2) 権利擁護支援センター運営委員会の報告について  
（事務局 細井）
  - 資料 3 平成 23 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
  - 資料 5 平成 24 年度芦屋市権利擁護支援センター事業予算書
  - 参考資料 「芦屋市権利擁護支援センター」 2012 年度事業計画
  - 当日配布資料 1 平成 23 年度芦屋市権利擁護支援センター事業 清算書
  - 当日配布資料 3 平成 23 年度芦屋市権利擁護支援センター事業（介護相談員派遣事業） 清算書 の説明

(宮崎委員) ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(堺委員) 資料3の相談件数が増加しており、精神障がい者からの相談が多いとのことですが、権利擁護や成年後見制度に関わる相談を正確に勘案することができているのでしょうか。権利擁護支援センターの相談件数は、権利擁護や成年後見制度に特化して数値化しないと、対策や推進を考えられないと思います。精神障がい者の相談については、精神障がい者を担当するメンタルサポートセンターがあります。権利擁護支援センターの役割を継続するために、メンタルサポートセンターと協働することで相談件数が軽減されるのではないのでしょうか。

(事務局 余吾) 権利擁護の相談だけではなく、障がい者の相談で最も多いのは「精神障がい」です。障がい相談については管理者会議でも堺委員から同様の指摘をいただいています。おっしゃるとおりです。

(堺委員) できるだけ当事者に安心感を与え、解決に向かうために、支援者が協働する必要があります。

(上田委員) 先ほど堺委員が話された、権利擁護相談ですが、相談対応別の概要件数は1ページ目にあり、権利擁護に関する支援ニーズの相談で、実際は生活支援部分と同一です。堺委員の話されたとおり、協働が必要だと思います。

(宮崎委員) 平成23年度の権利擁護支援センターの活動状況報告と平成24年度の予算と事業計画について、承認してよろしいでしょうか。

(委員一同) 承認

(宮崎委員) では、次の議題について説明をお願いします。

### (3) 障がい者虐待対応プロジェクトチームの活動報告

(事務局 西川)

当日配布資料5 芦屋市障がい者虐待対応マニュアル(案)について説明。

(宮崎委員) ご意見は、ございますでしょうか。

(堺委員) 現状では虐待の内容が悪化していると思います。生活に直結する長期にわたる支援が必要ではないのでしょうか。8月から施設虐待マニュアルの作成に向けて進めるとのことですが、本人の意向を無視して施設入所を勧めるのであれば、施設入所そのものが虐待ととらえられます。生活に根ざす、一緒に歩む人が育つように支援することが必要だと思います。

(堺委員) 障害者虐待防止センターは、24時間365日の対応となります。

(宮崎委員) 障害者虐待防止センターは、実質的に活動できるのでしょうか。

(片山委員) 高齢者対応と同様に、虐待事例の発見後の対応は、事例によって異なりますし、養護者や被虐待者によっても異なります。障がい者の場合、もっと対応の幅が広がる印象があります。具体的にはどのような手立てがあるのでしょうか。生活に根ざすや一緒に歩むことの具体的なイメージをあれば教えていただきたいです。

(堺委員) 総合福祉法が改正されて、入所型施設を10年で解消することになっています。なぜ障がいだけが、入所型施設の解消となるのでしょうか。

虐待問題が世の中のことを直視せず、理想論が先走りしているため、行政が立ち上がって、虐待防止法ができています。障がい者に対しては認識が様々で、緊急時のマニュアルや虐待防止法セイフティーガードについて、現場の情

報は少し加味されているものですが、入所型施設は地域へ向かってニーズを広げることで、その使命は増えてくると思います。

(宮崎委員) 非常に深い問題ですが、解決していかないと、社会全体の流れが良くならないと思います。

他に、フローチャートやマニュアルの内容についてご質問はありませんか。

(森川委員) 警察署との関わりはどのようなものがありますか。

(事務局 西川) 法律により、立ち入り調査時と緊急時は、警察署に援助を求めることになっております。

(宮崎委員) 警察署との関わりは大切にしていきたいです。市から警察署へアプローチや報告は行っていますか。

(事務局 西川) すでに連絡していることはありませんが、立ち入り調査を行う場合は、事前に経過の報告を予定しております。

(宮崎委員) 10月から施行されますが、警察署への説明は早い段階で連絡をするほうが良いのではないのでしょうか。

(事務局 西川) わかりました。

(宮崎委員) マニュアルは、システム推進委員会を経ずに決定になるのでしょうか。

(事務局 余吾) マニュアル作成は、今後2回のプロジェクトチームの会議を開催する予定です。その後、自立支援協議会に諮ります。その上でシステム推進委員会に諮ります。現在のマニュアルは第一案と考えていただきたいと思います。

(片山委員) スケジュールには、24年9月に説明会とありますが、誰に対しての説明会でしょうか。

(事務局 西川) 障害者虐待防止センターで、周知啓発を行う自立支援協議会と共同で、事業所、雇用者、一般市民に対して説明を行います。

(片山委員) 雇用者は、現在、実際に雇用されている事業所に対して説明を行うのでしょうか。

(事務局 西川) 現在している雇用している事業所と障がい者雇用に関心のあるかたに対して行う予定です。

(事務局 余吾) 実際にどれだけ人が集まるか不明ですが、市でも芦屋市商工会の事務局である経済課と商工会で、人が集まるよう働きかけを行おうと考えています。

(宮崎委員) 権利擁護支援センターから何かご意見ありませんか。

(上田委員) 現在、兵庫県は県の立場でマニュアルを作成しています。国のマニュアルは3月末で完成したものがあり、国のマニュアルと連動して、芦屋市のマニュアルが作成されています。来週に研修会を予定していますが、芦屋市は国や県と連動しながら障害者虐待防止マニュアルを作成しています。広報は県でもされる予定です。国、県、市で10月までに一定の取組みができるのではないかと思います。順調に準備が進むことを願っておりますし、協力させていただいています。

(宮崎委員) ありがとうございます。ご質問があればお願いします。

(森川委員) 高齢者と障がい者の虐待フローの区別ですが、障がいを持つ65歳以上のかたは高齢者の虐待として取り扱うのでしょうか。

(事務局 西川) そのとおりです。

(宮崎委員) 実際、一時的に保護する施設が必要となりますが、市立芦屋病院や三田谷学園と考えると良いのでしょうか。

(事務局 西川) 三田谷学園の利用も検討していますし、市内の短期入所の施設もありますので、そちらにも申し入れをさせていただく予定です。

(宮崎委員) 精神疾患の場合、市立芦屋病院も受け入れられるのでしょうか。

(事務局 西川) 精神疾患のかたは、短期入所で対応になるかと思います。

(宮崎委員) 精神障がい、知的障がいのかたの受け入れについて、市立芦屋病院とコンタクトをとることは難しいのでしょうか。

(事務局 西川) 市立芦屋病院にも協力を求めて行きたいと思います。

(宮崎委員) 芦屋市内で対応できる、循環型が理想的で大切だと思います。

(堺委員) リニューアルされた市立芦屋病院に期待したいと思います。

(森川委員) 障がい者の保護も大事ですが、障害者虐待防止法第一条で、虐待防止の目的が障がい者の自立及び社会参加をもって虐待を防止することが極めて重要とあります。しかし障がい者の自立及び社会参加の観点からマニュアルをみますと、障がい者の自立及び社会参加がどこまで盛り込まれているかわかりません。マニュアルの中に障がい者が住みなれた地域で生活していくために、とありますが、本来目的である自立および社会参加を盛り込んでいただければ、全体的な方向性があり、つながりがあるのではないかと思います。

(事務局 西川) ご意見ありがとうございます。

(森川委員) 高齢者虐待防止法には、自立及び社会参加はなかったと思いますが、障害者虐待防止法の特色なのではないかと思います。

(宮崎委員) 森川委員がおっしゃるように、障がいの方が家庭内で蓄積されたストレスが問題となり、虐待につながると思います。社会に出て行ければ、ストレスが少なくなるのではないかと思います。経済的な問題があり、様々な意味で難しいとは思いますが、より良くなって欲しいと思います。

#### (4)その他

(宮平委員) 今年度、地域発信型ネットワークの会議体で、権利擁護研修を企画していますので、ぜひ本委員会と共同開催でお願いしたいと考えています。

(宮崎委員) 次回の委員会で研修内容をご説明いただき、共催について、前向きに考えたいと思います。引き続き事務局から連絡をお願いします。

(事務局 竹迫) 7月に甲南女子大学で高齢者虐待に関する市民講座が開催されますので、ぜひご出席くださいますようお願いいたします。

(事務局 細井) 次回の委員会は、8月の予定です。よろしく願いいたします。

(宮崎委員) では、本年1回目の委員会の議事は全て終了しました。委員のみなさま、ありがとうございました。

閉 会